

00902

# 鳥取縣公報

第 千 四 十 二 號

昭和十四年六月三十日

金 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5列

## 縣 令

◆鳥取縣令第十五號

昭和七年一月一日鳥取縣令第一號救護法施行細則中左ノ通改正ス

昭和十四年六月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

### 第 五 條 附 表

家 族 員 數	市	倉吉町、境町	其ノ他ノ町村
一 人	二 五 錢	二 三 錢	二 〇 錢
二 人	三 八 錢	三 五 錢	三 〇 錢
三 人	五 二 錢	四 九 錢	四 一 錢
四 人	六 二 錢	五 九 錢	五 〇 錢

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十四年六月三十日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00903

五	人	七	四	錢	七	一	錢	六	〇	錢
六	人	八	四	錢	八	一	錢	六	九	錢
七	以上	九	四	錢	九	一	錢	七	八	錢

本令ハ七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣令第十六號

昭和十二年十二月二十八日鳥取縣令第五十五號母子保護法施行細則中左ノ通改正ス

昭和十四年六月三十日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

第四條附表

人	員	市	倉吉町、境町	其ノ他ノ町村					
一	人	二	五	錢	二	〇	錢		
二	人	三	八	錢	三	〇	錢		
三	人	五	二	錢	四	一	錢		
四	人	六	二	錢	五	〇	錢		
五	人	四	錢	七	一	錢	六	〇	錢

00904

六	人	四	錢	八	一	錢	六	九	錢	
七	以上	九	四	錢	九	一	錢	七	八	錢

本令ハ七月一日ヨリ之ヲ施行ス

告示

◆鳥取縣告示第四百二十號

昭和十四年六月二十三日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度鳥取縣歲入歲出追加更生豫算並同年度特別會計慈善救濟金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十四年六月三十日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

昭和十四年度鳥取縣歲入歲出追加更生豫算

歲

入

部

△印減高

- 第十一款 使用料及手數料 八、〇七一圓
- 第十二款 國庫下渡金 八、〇七一
- 第一項 警察費下渡金 一、一七四

第十三款 雜 收入 二〇、一〇五  
 第八項 過 年 收入 二〇、一〇五  
 歲 入 經常 部 計 收入 二九、三五〇

臨時 部

第一款 繰 越 金 四九四圓  
 第一款 國 庫 補 助 金 二七、九三〇  
 第二款 國 庫 補 助 金 四九四  
 第一款 前 年 度 繰 越 金 二、四一三  
 第一款 統 計 費 補 助 金 一、五〇〇  
 第二款 土 木 費 補 助 金 二四、〇一七  
 第五項 勸 業 費 補 助 金 △二、六八〇  
 第三款 寄 附 金 △二、八七六  
 第一款 土 木 費 寄 附 金 一九六  
 第三款 土 木 費 寄 附 金 二一、〇〇〇  
 第一款 縣 債 二一、〇〇〇  
 第八項 縣 債 二一、〇〇〇  
 第一款 國 庫 交 付 金 三、六八〇  
 第二款 國 庫 交 付 金 三、六八〇  
 第二款 臨時 國 勢 調 查 費 交 付 金 五〇、四二四  
 歲 入 臨時 部 計 七九、七七四

歲 出 常 部

第三款 縣 職 員 諸 費 一、九四六圓  
 第一款 俸 給 諸 費 一、〇五一  
 第二款 廳 給 諸 費 八九五  
 第四款 警 察 及 諸 費 一、八〇一  
 第一款 俸 給 費 一、一六四  
 第二款 廳 給 諸 費 六三七  
 第五款 警 察 廳 合 修 繕 費 二、〇〇〇  
 第一款 修 繕 費 二、〇〇〇  
 第二款 業 業 費 一、八〇五  
 第九款 勸 業 獎 勵 費 一、八〇五  
 第十五項 產 業 獎 勵 費 一、八〇五  
 第十七款 縣 稅 取 扱 費 一、八〇五  
 第三款 財 務 出 張 所 費 七、五五二  
 歲 出 經常 部 計 費 七、五五二  
 第一款 土 木 費 四六、一四二  
 第三款 道 路 費 三〇、〇〇〇  
 第六項 指 導 監 督 費 一六、一四二

第八款 統計補助費	一、八六三
第一項 市町村統計補助費	一、八六三
第十二款 勸業補助費	五二二
第一項 勸業補助費	五二二
第十八款 土木費負擔本年度支出額	△二七、五八三
第一項 千代川改修費負擔本年度支出額	△二一、〇〇〇
第二項 天神川改修費負擔本年度支出額	△五、三四〇
第三項 砂防事業費負擔本年度支出額	△四、二四三
第十九款 災害土木改良事業費本年度支出額	二〇、〇〇〇
第一項 勝部川日置川改良費本年度支出額	一〇、〇〇〇
第二項 法勝寺川改良費本年度支出額	一〇、〇〇〇
第二十款 中小河川改良事業費本年度支出額	一、〇〇〇
第一項 大路川改良事業費本年度支出額	一、〇〇〇
第二十六款 米子港改良事業費本年度支出額	△一八、〇〇〇
第一項 米子港改良事業費本年度支出額	△一八、〇〇〇
第二十八款 森林治水事業費	一〇、六六七
第三項 民有林野造林費	一〇、六六七
第三十四款 變費	三三、四四三
第一項 縣職員費	四、一〇六
第四項 勸業費	一七、七三七

第五項 防空費	六〇〇
第四十九款 雜出	一六八
第三項 過年度返納金	一六八
第五十二款 臨時國勢調查費	八、〇〇〇
第一項 交付金	四、〇〇〇
第二項 調查費	四、〇〇〇
歲出臨時部計	七二、二二二
歲出合計	七九、七七四

昭和十四年度特別會計慈惠救濟金歲入歲出追加豫算

第四款 國庫交付金	四、四〇〇
第一款 國庫交付金	四、四〇〇
第五款 補充金	四、四〇〇
第一項 一般會計補充金	一、二二〇
歲入合計	四、五二〇
第一款 救濟費	四、五二〇
第一項 慈惠救濟費	四、五二〇
歲出合計	四、五二〇

◆鳥取縣告示第四百二十一號  
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼育  
 スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セ  
 ントスルモノヲ含ム)及種牡牛檢診左記ノ通施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指  
 定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十四年六月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻
七月五日	西伯郡成實村役場	成實村	午前八時
同日	同	逢坂村	同
同日	同	天津村	同
同日	同	光德村	同
同日	同	大國村	同
同日	同	名和村御來屋町	同
同日	同	法勝寺村	同
同日	同	庄内夜場	同

同	十日	同	上長田村役場	上長田村	同
同	同日	同	所子村役場	所子村	同
同	十一日	同	東長田村役場	東長田村	同
同	同日	同	大山村坊領	大山村坊領宮内平佐摩	午前八時ヨリ 午後一時マデ
同	同日	同	大山村飯戸	大山村飯戸種原	午後三時マデ
同	十二日	同	賀野村役場	賀野村	午前八時
同	同日	同	大山村豊房	大山村豊房前今在家	同
同	十三日	同	手間村役場	手間村	同
同	同日	同	大山村赤松	大山村赤松	同
同	十四日	同	幡郷村役場	幡郷村	同
同	同日	同	宇田川村役場	宇田川村	同
同	十五日	同	五千石村役場	五千石村	同
同	同日	同	高麗村役場	高麗村	同
同	十七日	同	尚徳村役場	尚徳村	同

同	日	同	淀江牛馬市場	淀江町	同
同	十八日	米子市米子牛馬市場	米子市(福生福米加茂出張所管内ヲ除ク)	同	同
同	日	西伯郡大和村役場	大和村	同	同
同	十九日	米子市福米出張所	米子市福生福米出張所管内	同	午前八時ヨリ
同	日	米子市加茂出張所	米子市加茂出張所管内	同	午後三時迄
同	日	西伯郡日吉津村役場	日吉津村	同	午前八時
同	二十日	彦名村役場	彦名村夜見村富益村	同	同
同	日	巖村役場	巖村	同	同
同	二十一日	崎津村役場	崎津村 和田村	同	同
同	日	大高村役場	大高村	同	同
同	二十二日	郡渡村役場	渡村 外江村	同	同
同	日	縣村役場	縣村	同	同
同	二十四日	餘子村役場	餘子村 上道村 境町	同	同
同	日	大橋役場	大橋村	同	同

同	二十五日	同	大篠村検査場	大篠津村 中濱村	同
同	日	同	春日村役場	春日村	同

◆鳥取県告示第四百二十二號  
 因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス  
 依テ昭和十四年三月五日ヨリ昭和十四年五月二十日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クベシ  
 昭和十四年六月三十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

同	七月十日	西伯郡上長田村役場前	上長田村	同	午前九時
同	日	同	逢坂村	同	同
同	十一日	同	東長田村	同	同
同	日	同	光徳村	同	同
同	十二日	同	賀野村	同	同
同	日	同	淀江町牛馬市場	同	同

同	十三日	同	法勝寺村牛馬市場	法勝寺村	同
同	日	同	字田川村檢診所	字田川村	同
同	十四日	同	手間村役場前	手間村	同
同	日	同	大山村飯戶	大山村ノ内種原飯戶	午前十時
同	十五日	同	幡郷村役場前	幡郷村	午前九時
同	日	同	大山村坊領	大山村ノ内平宮内坊領佐摩	午前十時
同	十八日	同	五千石村檢診所	五千石村	同
同	日	同	大山村赤松	大山村ノ内赤松	同
同	十九日	同	居徳村檢診所	尙徳村	午前九時
同	日	同	大山村豊房	大山村ノ内今在家前豊房	同
同	二十日	同	成實村役場前	成實村	同
同	日	同	庄内村茶畑檢診所	庄内村	同
同	二十一日	同	米子市牛馬市場	米子市福生福米加茂出張所管内ヲ除ク	同
同	日	西伯郡所	牛馬市場	所	同

同	二十二日	同	大國校場前	大國村	同
同	日	同	春日村檢診所	春日村	同
同	二十四日	同	高麗村檢診所	高麗村	同
同	日	同	天津村檢診所	天津村	午前九時
同	二十五日	同	米子市福米出張所前	米子市福生福米出張所管内	午前八時
同	日	同	米子市加茂出張所前	米子市加茂出張所管内	午前十一時
同	二十六日	同	西伯郡大幡村牛馬市場	大幡村	午前九時
同	二十八日	同	名和村役場前	名和村御來屋町	午前十時
同	二十九日	同	渡村役場前	外江村渡村	午前九時
同	日	同	崎津村役場前	崎津村和田村	午後一時
同	三十一日	同	大和村檢診所	大和村	午前九時
同	日	同	日吉津村役場前	日吉津村	午後一時
同	八月二日	同	餘子村役場前	餘子村上道村境町	午前九時
同	日	同	大篠津村役場前	大篠津村中濱村	午後一時

00915

同	三日	同	大高村檢診所	大	高	村	午前九時
同	日	同	巖村檢診所	巖	村	午後一時	
同	四日	同	縣村役場前	縣	村	午前九時	
同	五日	同	彦名村役場前	彦	名	村	同

◆鳥取縣告示第四百二十三號  
米穀販賣高調査員左ノ通解囑並囑託アリタリ

昭和十四年六月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

解囑者氏名	囑託者氏名	擔當調査區域	職務執行ノ場所	解囑並囑託年月日
小谷光人	西川廣治	日野郡溝口町	溝口町役場	昭和十四年六月三十日

◆鳥取縣告示第四百二十四號  
米穀現在高調査員左ノ通囑託、解囑アリタリ

昭和十四年六月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

託調査員氏名	解 囑	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日

00916

河原繁雄	櫻谷雄	八頭郡智頭町 山形區	八頭郡智頭町 山形出張所	昭和十四年六月三十日
柴田克己	今倉正信	八頭郡智頭町 土師區	八頭郡智頭町 土師出張所	同

◆鳥取縣告示第四百二十五號  
當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通指定セリ

昭和十四年六月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

開業所	所在地	氏名	指定年月日
	東伯郡倉吉町大字新町一丁目二四六二ノ一	野島たけの	昭和十四年六月廿六日

◆鳥取縣告示第四百二十六號  
昭和十四年六月產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十四年六月二十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本籍 鳥取縣岩美郡宇倍野村大字高岡五〇二番地  
住所 鳥取縣岩美郡本庄村大字本庄四九八番地

山 本 公 子

大正七年九月二十九日生



# 彙報

昭和十四年六月二十四日發表

シヤガイモ (馬鈴薯) 豫想収穫高

本縣ニ於ケルシヤガイモ(馬鈴薯)豫想収穫高ヲ六月一日現在ヲ以テ調査シタル處其ノ栽培現在面積四六五町六段、豫想収穫高一、三五一、四九〇貫ニシテ一段歩収穫高二九〇貫ニ當ル而シテ之ヲ前年一段歩實収高ニ比スレバ五分前五ヶ年平均一段歩實収高ニ比スレバ六分ノ增收トナリ本年ノシヤガイモ(馬鈴薯)作柄ハ概シテ良好ナリト謂フヲ得ベシ

蓋シ本年ノシヤガイモ(馬鈴薯)作ハ春期ニ於ケル氣候概ホ適順ナリシヲ以テ病害蟲等ノ被害ナク良好ナル生育ヲ達ケ前記ノ如キ收穫ヲ見ルベキ豫想ナリ

地方課に於ては、今回縣内機構の整備を契機として、從來の三係を四係に更めて新に振興係を設けたのであるが此の振興係は本省の流を汲み入れたもので、自治振興其の他地方行政改善振興に關する事項を始め、自治相談、市町村綜合指導、市町村合併、選舉肅正等に關する事項は振興係の管掌する所である、事務の分擔に在りても左表の如く改めて大に事務の明朗化と刷新を期する意氣を示して居るのである。

## 地方課事務分担表

昭和十四年六月二十六日現在

主 担	查 當	副 者	担 當	課 長	大 村	事 務	官
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

佐藤 雇 松 田 雇	青 山 屬 小 松 屬	矢 野 屬 小 林 屬	樋 谷 屬 矢 野 屬	窪 田 事 務 官 樋 谷
書 記 青 木 雇	青 山 屬 小 松 屬	矢 野 屬 小 林 屬	樋 谷 屬 矢 野 屬	窪 田 事 務 官 樋 谷
<ul style="list-style-type: none"> <li>法令臺本ノ改廢整理ニ關スル事項</li> <li>互助會事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縣公報原稿作製ニ關スル事項</li> <li>備品ノ整理ニ關スル事項</li> <li>統計ニ關スル事項</li> <li>照復ニ係ル事務中簡易ナル事項</li> <li>一般事務補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選舉事務ニ關スル事項</li> <li>訴訟事務ニ關スル事項</li> <li>法規ノ制定ニ關スル事項</li> <li>法令臺本ノ改廢整理ニ關スル事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村水利組合ノ一般監督ニ關スル事項</li> <li>法人ノ監督ニ關スル事項</li> <li>預金部資金ニ關スル事項</li> <li>表彰ニ關スル事項</li> <li>國民精神總動員ニ關スル事項</li> <li>縣公報原稿作製ニ關スル事項</li> <li>豫算並計畫ニ關スル事項</li> <li>備品ノ整理ニ關スル事項</li> <li>經費ノ管理ニ關スル事項</li> <li>他ノ主管ニ關セル事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方課分掌事務ノ統括</li> <li>本省ニ對スル報告及照復ニ關スル事項</li> <li>統計ニ關スル事項</li> <li>結了文書整理ニ關スル事項</li> <li>照復ニ係ル事務中簡易ナル事項</li> </ul>

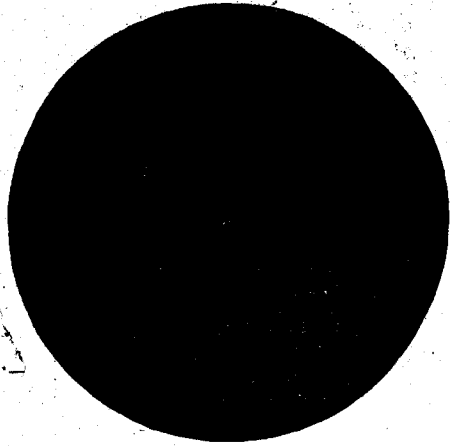
管		監			係 興 振		係	
高橋	岸本	野口	青山	小松	伊坂	松田		
橋	本	口	山	松	坂	田		
屬	屬	屬	屬	屬	臨時	履		
野口	川上	高橋	森山	樋谷		佐藤		
屬	屬	屬	屬	屬		履		
八頭郡ニ關スル事項 公債臺帳整理ニ關スル事項	東伯郡ニ關スル事項 公債臺帳整理ニ關スル事項	西伯郡ニ關スル事項 公債臺帳整理ニ關スル事項	鳥取市ニ關スル事項 米子市ニ關スル事項 公債臺帳整理ニ關スル事項	自治振興其ノ他地方行政改善振興ニ關スル事項 市町村綜合指導ニ關スル事項 市町村合併ニ關スル事項 選舉公正ニ關スル事項	淨書ニ關スル事項 一般事務補助	結了文書整理ニ關スル事項 互助會事務 一般事務補助		一般事務補助

鳥取縣公報 第千四十二號 昭和十四年六月三十日 (第三種郵便物認可) 一八

係給補政財地方			係	
青木	小林	窪田	川上	森山
雇	屬	事務官	屬	屬
	川		岸	青
	樋		本	山
	上		屬	屬
	谷			
	屬			
書記				
臨時地方財政補助金ニ關スル事項 町村吏員充實助成ニ關スル事項 市町村財政概要ニ關スル事項	臨時地方財政補助金ニ關スル事項 町村吏員充實助成ニ關スル事項 市町村財政概要ニ關スル事項	臨時地方財政補助金ニ關スル事項 町村吏員充實助成ニ關スル事項	岩美郡ニ關スル事項 日野郡ニ關スル事項 公債臺帳整理ニ關スル事項	氣高郡ニ關スル事項 條臺帳整理ニ關スル事項 公債臺帳整理ニ關スル事項

鳥取縣公報 第千四十二號 昭和十四年六月三十日 (第三種郵便物認可) 一九

# 報 特 變 事



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

彙

報

第十號

### 目次

- 百億貯蓄の達成に就て……………鳥取縣知事 副見喬雄 二二頁
- 種馬統制法の施行規則の公布……………(農 産 課) 二九頁
- 警防團令施行細則の改正に就て……………(警 務 課) 三一頁
- 港灣埋立地使用料條例の制定に就て……………(土 水 課) 三三頁
- 救護法施行細則……………(社 會 課) 三四頁
- 母子保護法施行細則改正に就て……………(秘 書 課) 三五頁
- 長期建設の新段階に處し……………(商 工 水 産 課) 三六頁
- 縣内機構の整備……………(地 方 課) 三九頁
- 物資資源に對する政府の方策……………(學 務 課) 四一頁
- 町村吏員の充實助成……………(社 會 課) 四二頁
- 支那事變勸業二週年記念日……………(規 畫 課) 四四頁
- 農繁期託兒所の奨め……………(社 事 兵 事 課) 四六頁
- 軍用梅干の製造法……………(統 計 課) 四九頁
- 飛行豫科練習生募集……………(農 産 課) 五〇頁
- 臨時國勢調査の趣旨宣傳標語入選者決定……………(農 産 課) 五〇頁
- 柿の落葉病について……………

うせまり賣に「府政」を金のて凡

### 百億貯蓄の達成に就て

鳥取縣知事 副見喬雄

本日こゝに、百億貯蓄の達成に就て縣民各位の御協力を御願ひすることになつたのは、私の深く欣幸とするところであります。

顧みますれば一昨年七月七日蘆溝橋に於て、日支間に衝突が起り今回の事變が勃發致しました。以來、既に滿二ヶ年の月日が経過したのであります。既、其の間に於きまして、戦線は殆ど支那全土の三分の二に互り敵國の首都南京を始め六大重要都市を攻略し、我が國威を世界に輝かしつゝありますことは、謂ふ迄もなく、御稜威に依るのであります。其れと共に我が忠勇なる第一線將兵が時に或は身を焼くが如き炎熱に堪へ、時に或は骨を刺すが如き酷寒を忍び、百難を冒し、必勝の信念を持し、勇戦奮闘せられた賜物であることを思ひ、常に國民として心より

感激感謝して居る次第であります。然し事變の前途を見透し、實際情勢の微妙なるを考ふに時我が國の前途には尙幾多の難關があることを覺悟しなければならぬと思ふのであります。

蒋介石は今尙「武漢三鎮、廣東が攻略せられた迄を第一期戦と見、第二期戦に於ては遊撃戰所謂ゲリラ戦に依り我が皇軍を苦しめ、其の間に再軍備編成を行ひ、第三期戦に於て我が皇軍を支那領土から撃退するのである。」と豪語して居ると云ふことであります。勿論斯の如き蒋介石の言は謂ふ迄もなく、諸外國に對する宣傳であり、支那國民の志氣を鼓舞する爲の僞言であることは明かであります。今回の事變勃發以來本年三月末迄の日支兩軍の損害状況を見ましても我が皇軍の戦死者約五萬九千餘名に對し支那軍の戦病死者数は約九拾三萬六千餘名、即ち約十五倍餘の多きに達して居るのであります。又蒋介石が四月攻勢と稱して宣傳しました戦に於ても、我が軍の犠牲者三百八十名に對し、支那軍の戦病死者は二萬三千餘名の多きに達して居

るのでありまして、實に約六十五倍余の損傷であります。

之等の事實から見ましても支那軍が、我が皇軍の威力の前には殆ど龍軍に向ふ螻蛄の斧の如き感を抱かしむるのであります。従て支那が武力を以て我國に對抗しても勝味のないことは蔣介石と雖もよく知つて居る筈であると思ひます。然るに戦を開き現在に於ても尙抵抗を續けて居るのは、何を目標にして居るか云ひますと今に我國が経済的に參つて了ふであらうと考へて居るのであります。即ち武力戦に於て敗れても経済戦に於て勝ち得るかも知れないと考へてゐるのであります。是れは獨り蔣介石のみならず英國、佛蘭西邊りが今尙蔣介石援助の政策を捨て切らないで居るのは、矢張り日本に経済的弱點があると考へて居るのではないかと存するのであります。

戦争に於て殊に持久戦に於て如何に銃後の護が大切であるかは、歐州大戦に於て東部戦線に於ても又西部戦線に於ても、常に優勢な地位を

保持してゐた獨逸が、大戦の末期に於て脆くも戦敗國に衰落したのを見ても明かであると思ひます。獨逸は戦闘には勝つたのでありますが、銃後の國民が其の困苦缺乏に堪へかねて、悲鳴を擧げた爲に結局戦争には敗けたのであります。吾々も此の點充分考へなければならぬと思ふのであります。而して一度戦争が起つた上は、石に噛りついても勝たなければならぬのであります。戦に敗れた國が如何に不名譽なる地位と悲惨な境遇に立たねばならぬかは獨逸の例を見ても明かであります。戦後に於て獨逸は領土を割かれ殖民地は奪はれ、多額の償金は課せられる軍備は制限されると云ふ外に、経済的混亂に巻き込まれて殆ど再び起つ能はずとまで見られたのであります。其の後ヒットラーがナチスを率ひて立つに及び現在の如き隆盛を見るに至つたのであります。其れにしても尙大戦後に受けた瘡痍を回復することが出来ないと云はれて居るのであります。

我が國に於ては事變が始まつて以來既に二ヶ

年を経過して居るにも拘らず、國民の生活状態を見るに殆ど事變前の生活と非常な差異は見られないのであります。是れは我國民の偉大なる力に依るものであると、外國人の等しく驚嘆して居る所でありまして、我々は今後尙戦争が繼續する場合に果して現状の儘で濟ませられるか如何か、疑問であると思ふのであります。歐州大戦が開かれて約一ヶ年を経過した當時には倫敦市民の生活の上に大きな變化は起らなかつたのであります。時の海軍大臣は「我等の國防普斷の如く、我等の事務亦普斷の如し」と云つたのに對して、新聞社が之を耶喻し「享樂亦普斷の如し」と附け加へたのであります。如何に當時の倫敦が戦時色を帯びて居なかつたか想像されるのであります。然るに其の後二年經ち三年を経過するに従ひ、戦時下の色彩は次第に濃厚となり、空襲も受ければ食料品其の他の物資は非常な統制を受け、肉の一片馬鈴薯の一塊を得るにも容易なことではなくなつたと云ふ話を聞いて居るのであります。我々は如何にしても

更に現在の生活程度を引き下げて、長期戦に堪ふる準備を今更らして置くことが大切であると考へて居るのであります。

第一線の戦争は皇軍を信頼して絶対に心配はないのであります。銃後の護は國民の力を以て第一線將兵をして後顧の憂なき様に其の責任を果して行くことが大切であると思ひます。之が爲には應召者家族の慰問救護、物資の節約、生産力の擴充、廢品の回收等も夫々大切なことでありまして、貯蓄の勵行も又ゆるがせに出来ない大切なことでもあります。

今回の事變が起りましたから、事變費として帝國議會の協賛を経た金額は、昭和十二年度追加豫算及昭和十三年度豫算に於て七十三億九千萬圓餘、昭和十四年度豫算に於て四十六億圓餘合計百拾九億九千萬圓餘の巨額に達して居るのであります。是れを日清戦争當時の戦費一億五千萬圓、日露戦争當時の戦費約二十億に比較して、如何に巨額であるかが想像せらるゝのであります。而かも此の莫大な金額を今回は外國よ

りません。獨逸は戦闘には勝つたのでありますが、銃後の國民が其の困苦缺乏に堪へかねて、悲鳴を擧げた爲に結局戦争には敗けたのであります。吾々も此の點充分考へなければならぬと思ふのであります。而して一度戦争が起つた上は、石に噛りついても勝たなければならぬのであります。戦に敗れた國が如何に不名譽なる地位と悲惨な境遇に立たねばならぬかは獨逸の例を見ても明かであります。戦後に於て獨逸は領土を割かれ殖民地は奪はれ、多額の償金は課せられる軍備は制限されると云ふ外に、経済的混亂に巻き込まれて殆ど再び起つ能はずとまで見られたのであります。其の後ヒットラーがナチスを率ひて立つに及び現在の如き隆盛を見るに至つたのであります。其れにしても尙大戦後に受けた瘡痍を回復することが出来ないと云はれて居るのであります。

りの援助を受くることなく、日本國民が獨力を以て負擔しつゝあるのであります。日本の國力が如何に伸長したかを感ずると共に、國民の責任は容易ならぬものであると痛感する次第であります。而してこの巨額な事變費は主として公債に其の財源を求めて居るのであります。公債は又貯蓄に依つて消化されつゝあるのであります。

昭和十三年度に於ける貯蓄の目標額は、國と致しましては八十億圓であり、縣と致しましては二千萬圓でありましたが、夫々努力の結果國と致しましては貯蓄額七十三億八千萬圓を越へ縣と致しましては二千六百六十萬圓余に達したのであります。國民なり縣民なりの非常な努力に對し深甚なる感謝の意を表する次第であります。然るに今年度に於きましては、貯蓄の目標額は更に増加せられ、國と致しましては百億圓となつたのであります。百億と口で言ふことは簡單であります、是れを實際について考へると仲容易なものではないのであります。我國の人

口は昭和十年十月一日現在の國勢調査に依りまして九千七百六十九萬人余と云ふことになつて居りますが、假に是れを一億と見ますると一人當り百圓といふことになるのであります。一軒の家の人數を五名と見ますれば、一家の主人は今年度中に五百圓の貯金をしなければならぬと云ふことになるのであります。是れは仲々容易なことではないのであります。

又此の金額を假に十圓札を以つて積み重ねると高さ九萬米となり、富士山の高さ三千七百八十米と比較すれば約二十四倍の高さとなり、十圓札を以つて横に並べれば長さ十四萬二千軒となり、地球の周圍四萬軒と比較すれば地球を三周半すると云ふことになるのであります。更に十圓札を一秘毎に一枚づつ數へると致しますると一時間に三萬六千圓、一ヶ月に晝夜を通し飲まず食はずに數へ通して三億一千五百三十六萬圓であり、百億を數へるには三十年余の月日を要することになるのであります。此の莫大な金額を國民は如何しても今年度

に貯蓄しなければならぬのであります。國民は餘程しつかりした覺悟を以て當らなければならぬと思ふのであります。然らば若し此の貯蓄が豫期の通り出來なかつた時には如何なるかと申しますと、是れは仲々大變であります。先づ充分に出來ないと云ふことになるのみならず政府から支出される金が事變費を賄ふ爲に發行せらるゝ國債の消化が民間にダブツいて來ると云ふことになるのであります。物資は次第に缺乏して來るのに反して國民の懷中には金がファンダンにあると云ふことになりますれば、物價の値上りは如何に政府や地方官廳が之を抑制しよう致しても、是れを抑制することは殆ど不可能であると云つてよいのであります。其の結果は國民生活を著しく不安ならしむることは謂ふ迄もありませんが更に憂ふべきことは軍需品の供給を著しく困難ならしめ、第一線將兵に非常な迷惑をかけると云ふことになるのであります。

我々は如何しても物價の値上りは、是れを抑

止しなければならぬ。之が爲には國民は一面に於て出來得る限り物資の節約を行ふと共に他の一面に於ては又出來得る限り貯蓄を行はなければならぬのであります。事變の影響に依り所得の増加した人達に就ては謂ふ迄もなく、此の貯蓄報國運動に協力して戴きたいと思ふのであります。所得の増加しない人達は最近の物價の値上りの傾向ある時期に於ては、或る意味から云へば所得は減少したのであるから、貯蓄どころではないと考へる人があるかも知れませぬが第一線に於て活躍せる皇軍將兵の勞苦を偲び又斯くすることが銃後に於ける國民の國家に對する御奉公であると考へられて、貯蓄に協力して戴きたいと思ふのであります。殊に婦人の皆様にお願ひ致して置きたい事は「家庭の經濟は濡手拭の如きものである。絞れば何處からとなく水が出て來る如く餘餘が出て來るものである」と云はれて居るのであります。日常生活の上には細心の注意を拂つて戴き、苟も無駄ありと思はる思はる點は是れを刷新し以て貯蓄に協

力して戴きたいと思つて居るのであります。事變發生以來、婦人團體が應召者の歡送に負傷兵の慰問に遺家族の救護等に非常な協力をせられたことは社會のこれを認め深く感謝して居るところであります。貯蓄に就ても同じ様な熱意を以て協力して戴くことを切望して止まないのであります。

次に貯蓄の方法であります。是れは謂ふ迄もなく愛國公債を買つて戴いても良いし、事變貯蓄債券を購入して戴いても良いのであります。其の他郵便局、貯蓄銀行、産業組合への貯蓄、普通銀行、信託等への預金、或は生命保險、養老年金等への加入でも良いのであります。之等の貯蓄又は預金は結局一定の場所に集積されて國債の消化に充當せられるのでありますから、國民は自己の適當確實と信する所へごし、貯蓄して戴いて差支へないのであります。

本縣に於きましても國の百億貯蓄の目標に協力致しまして、本月五日國民精神總動員地方實行委員會を開催し、本縣に於ける本年度貯蓄額

を三千萬圓と決定したのであります。縣民各位の御協力に依り立派に此の目的を達成致したいと存じて居るのであります。本縣に於ける貯蓄組合の結成状況を見ますと、本年三月末現在に於て、組合數千七百六十九、組合員數七萬二千三十一名、貯蓄額二百五萬圓餘に達して居るのであります。此の數字を見ますと、本縣に於きましては尙貯蓄組合なり組合員を増加する餘地があると思はれるのであります。市町村の部落なり町内會等にして貯蓄組合の結成が未了の所では可及的速に組合を組成し、此の貯蓄報國運動に協力して戴きたいと思ふのであります。縣下農山村に於ける最近の状況を聞いて見ましても、本年は藪の値段も良い、小麥の値段も良い、木材の値段も良い、牛の値段も良いと云ふことであります。従つて農山村に於ける經濟生活には著しく余餘が出来たと想像せられるのであります。勿論一方に於ては諸種の物價の昂騰の問題ありませうし、又從來の負債の償還とか頼母子講の拂込とかの問題もありませ

。従つて出来た余餘を悉く貯蓄して戴きたいといふことは困難であります。可及的多く是れを貯蓄に振り向けて戴きたいのであります。最も憂ふる所は此の増加した所得が、やゝもすれば生活費の膨脹に當てられるのであります。古人の言葉にも『儉より奢に入るは易く、奢より儉に入るは難し。』と言はれて居るのであります。容易なことではないのであります。政府は現在の時局の下に於て一般國民生活程度を引き下げ、長期持久の覺悟を固むることを希望して居る時期に、其の逆を行くことは慎まなければならぬと存するのであります。

今後事變の推移するに伴つて、物資勞力等が追々不足して來ると思ふのであります。我々は如何なる艱難、如何なる困苦に遭遇するも盡忠報國、舉國一致、堅忍持久の精神を堅持し帝國所期の目的たる東亞新秩序建設の大業が完成する迄は、不退轉の覺悟を以て事業に對處しなければならぬと思ふのであります。而して更

に此の覺悟を戦々の日常生活、日常の業務の上に具體的に實踐し、實踐して行くことが何よりも大切であると存じます。

如何か縣民各位は現下の時局を充分認識せられ國が目標として居る百億貯蓄が立派に實現せられ、又縣が決定して居る三千萬圓の貯蓄が完成致します様心から御協力下さいますことを吳々もお願い致します。

是れを以て私の話を終ります。

(六月十六日ラヂオ放送)

### 種馬統制法の

### 施行規則の公布



我が國の軍馬その他各種の馬の改善増殖を目的として種馬の改善増殖を目的として種馬を整理し、その配合を統制する爲本年四月六日、法律を以て種馬統制法を制定せられたのであります。去る六月十六日勅令を以てこれが施行期日を六月二十日として、同日の勅令で種

00931

馬統制法施行令及び農林省令で種馬統制法施行規則が公布せられました。左にその中で一般的と認められる種馬の配合と種付について簡単に説明します。

種馬の配合は別に定められる馬改良方針及び産馬方針によつて行はれるものであつて、牝馬に種付しようとするものは必ず公示した期日迄に所定の配合決定申請書を種馬所長に提出して検査を受け配合決定をして貰つてその蕃殖證明書を受けねばなりません。

種馬所長は保管種牡馬の種付に供用するもの、名稱、生産用區分、種類、年令、種付料及び種付始終月日其の他種付に關して必要な事項を種付所別に種付開始の一ヶ月前迄に地方長官に通告し、地方長官は之を告示します。

種付を受けるものは種付の際蕃殖證明書を携帯して種付の證明をして貰ひます又この證明書には産駒について種付所長の證明をして貰へます手續をして保管種牡馬の種付を受けることになつてゐる牝馬に、もしこれを受けることの出

來ぬ事由が生じた時は、直に其の旨種馬所長に届出ねばなりません。又種付に至つて検査の結果牝馬に傳染病があつたり、榮養が甚しく不良であつた場合は種付をせられませんか。

種付料は一種付期間牝馬一頭につき拾圓以内サラブレッド種牡馬にあつては五百圓以内ですこの種付料は種付料納入書に依り毎期初回種付の際収入印紙で納付します。

尙種付後左の事項が生じた場合には遅滞なく種付をした種馬所長にその旨届出を要します。  
一、當該牝馬を出産前讓渡した時  
二、出産前死亡した時  
三、流産した時  
四、當該牝馬が出産した時  
五、産駒を讓渡した時

以上は國の種付事業、即ち政府の保管種牡馬の種付について記したのですが、他に北海道、府縣、畜産組合又は畜産組合聯合會及びサラブレッド種牡馬、在來種牡馬の所有者に於て、政府の特許を受けて種付事業を行ひ得ることにな

00932

つてゐますが、この種牡馬を特許種牡馬と云ひまして、特許種牡馬の種付を受ける者は牝馬の蕃殖證明書を携帯して種付證明、産駒證明を特許者からして貰ふことになつてゐます。

× × ×



### 警防團令施行 細則の改正に 就て

時局の重大性と切迫せる國際情勢に鑑み、我國警防史上一新紀元を劃すべき警防團の結成は實現し、義勇奉公の熱性に燃ゆる團員に依り組織せられ、防衛と災害警防に萬全を期する事となりました、本縣に於ても曩に縣令を以て警防團令施行細則を公布し、警防團令に規定せられ

たる事項を細邦的に規定し今日に及んだのでありますが、警防團育成強化の爲之が改正を必要とする點を生じたので、六月二十日縣令第十三號を以て、警防團令施行細則の一部を改正せられたのであります、左にその改正の要點を記述しますと。

今回改正せられた重點は、大体四つでありまして即ち

- 一、警防團員の身分取扱を規定したこと、  
従來警防團員にして、陸海軍の現役に服し又は戦時事變に際し、應召せられたる場合之が身分取扱に關し、何等規程がなかつたのであるが今次改正により、團員が現役に服し又は應召せられたる場合は、總て休職と看做し出征中と雖現職と同等の取扱を爲し勤続年數の如きも通算せらるゝ事となつた。
- 二、團員の年齢制限に特例を設けたこと  
警防團の内消火班、防毒班、救護班等特殊の業務活動に就ては、科學的智識技能を有



する者、又は機械器具の運轉に經驗を有する者等を網羅することが、警防團の活動機能を發揮する上に極めて必要であり、從來之等の者を任命し様としても年齢の制限があつた爲、満十七歳未満の者は任命することが出来ず、又例へ任命したとしても五十五歳の停年に到達したる時は、其の職を辭する等其の間非常に不便があつたのであるが、今回之等特殊の技能を有する者に對しては年齢の制限を適用しないことになつたのである。

三 警防團の分團旗、部旗、提灯の制式等が新に規定せられた。

四 自衛防護團に關し統一的規定を設けること。  
從來工場、鑛山、學校、會社等に於ては防空其他各種災害防禦の爲、自衛的に防護團體を結成せられてゐたのであるが、之に關する統制的規定が無かつたので、今回之等の團體は一律に自衛團の名稱を使用する

ことに統一せられ、且つ左の各號に該當する場合は必ず自衛團體を結成せねばならぬことになつたのである。

- (1) 百名以上の従業員を有する工場、鑛山、事業場、會社
- (2) 五十名以上を收容し得る病院
- (3) 五百名以上の學生、生徒、兒童を有する學校
- (4) 其の他前各號に準ずるもの

尙自衛團體を結成した場合、管理者に於て十日以内に所轄警察署長宛結成の概要を届出ねばならぬことになつたのである。

以上は此度改正せられた重點の概要でありますが、要するに今回の改正は警防團の育成強化を圖る過程の一段階であつて如何に警防團の内容が充實強化せられても警防團の活動のみを以ては到底防空其他各種災害警防の完璧を期し難いのであつて、縣民全般の之に對する深き認識と施設の整備擴充を得て、茲に始めて警防初期の目的を達し得るのであるから、縣民各位に

於かせられては改正の趣旨を充分理解の上、警防團の育成に一層の協力を望み次第であります



港灣埋立地使用  
料條例の制定に  
ついて

本縣では今回港灣埋立地使用料條例を鳥取縣條例第十一號を以て公布せられたのであるが、現在では埋立地を民間に有價使用せしめてゐるものは境港のみであつたが、今後は港灣工事に依り生ずる縣下各地の港灣埋立地に對しても適用せらるゝ事となつたので、曩に竣功した米子港の縣有埋立地も本條例の定むる所により使用料を徴し一般希望者に對し貸與せられるのである、従つて従前の境港埋立地使用料條例は廢止せられ本條例に代つたので、その使用料の額を

示せば次の如くである。

使用料	等級	一日ノ使用料	一ケ年ノ使用料
×	一等地	金三錢	金十圓
×	二等地	金二錢五厘	金七圓五十錢
×	三等地	金一錢五厘	金五圓

使用時間の計算

- 1 使用時間十二時間未満は一日料金の半額とす
- 2 十二時間以上二十四時間未満の時間は二十四時間として二十四時間を超過する時の端數は二十四時間として計算す
- 3 十平方米未満の端數は十平方米として計算す



### 救護法施行細則 母子保護法施行細則 の改正に就て

本縣に於ては鳥取縣令第十五號を以つて救護法施行細則中、居宅救護の場合に於て生活扶助の爲の支出する費用、又鳥取縣令第十六號を以

つて母子保護法施行細則中、生活扶助及養育扶助の爲支出する費用の、限度を増額することに今回改正公布せられたのであるが、之は近時經濟界の推移に鑑み、現行救護法及母子保護法の支給額限度を以つてしては到底圓滑なる法の運用を期し難きを慮り増加せられたもので、改正せられた支出額は次の如くである。

家庭員數 (人)	市		倉吉町、境町		其他の町村	
	市	市	倉吉町、境町	倉吉町、境町	其他の町村	其他の町村
一 人	二十五 錢	(十七)	二十三 錢	(十五)	二 錢	(十三)
二 人	三十八 錢	(二十九)	三十五 錢	(二十七)	三 錢	(二十四)
三 人	五十一 錢	(三十九)	四十九 錢	(三十七)	四 錢	(三十三)
四 人	六十二 錢	(四十七)	五十九 錢	(四十五)	五 錢	(四十)
五 人	七十四 錢	(五十四)	七十一 錢	(五十一)	六 錢	(四十六)
六 人	八十四 錢	(六十)	八十一 錢	(五十六)	六 錢	(五十一)
七 人	九十四 錢	(六十五)	九十一 錢	(六十)	七 錢	(五十五)

備考 括弧内は舊支給額限度を示す



### 長期建設の 新段階に處し 廳内機構の整備

本縣に於ては、今次事變の長期建設の新段階に處する爲、今回廳内機構の整備を圖り陣容を刷新して、事變下事務の圓滑なる遂行を期する事となつたが、新設せられた時局課は國民精神總動員運動を始め、主として啓發宣傳による時局諸運動を其の責任に於て中心となつて實施し又事變關係諸事務の連絡にも當り兼ねて時局に關する情報の蒐集及宣傳の實施をも爲さんとするものであり、此課が國民精神總動員運動を實施する場合他の部課との關係は、此課は第一線尖兵となつて活動し、關係各課は各々其の分掌事務に應じ之が徹底促進を支援すると云ふことを豫期してゐるのである、社會教育課は、戰時下に社會教育の重大性に鑑み、第二次國民たる

青少年の教養に重心を置き、國民の體育獎勵、社會教化等の劃期的向上を期せんとするものである。尙從來の秘書係、文書係を課に改め其の他新設課の設置に伴つて分掌事項をも更て、一段と事變下事務の刷新處理に努むる事となつた、新設課に於ける分掌事項を示せば次の如くである。

#### 時 局 課 (總 務 部)

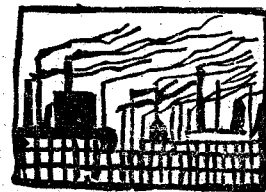
- 一 國民精神總動員運動に關する事項
- 二 國民精神總動員鳥取縣實行委員會に關する事項
- 三 國家總動員事務の連絡に關する事項
- 四 國民貯蓄獎勵に關する事項
- 五 金の集中運動に關する事項
- 六 廢品回收運動に關する事項
- 七 事變關係事務連絡に關する事項
- 八 時局に關する情報の蒐集及啓發宣傳に關する事項
- 九 其の他啓發宣傳に依る事變關係事務にし

00937

て他課の主管に属せざる事項

社會教育課 (學務部)

- 一 青年學校及青年學校教員養成所に關する事項
- 二 青年學校、青年學校教員養成所及圖書館職員の進退賞罰、服務及恩給諸給與に關する事項
- 三 男女青少年團、婦人會及教化團體に關する事項
- 四 圖書館、文庫、教育的觀覽施設及民衆娛樂に關する事項
- 五 成人教育に關する事項
- 六 家庭教育に關する事項
- 七 國民體育に關する事項
- 八 壯丁教育調査に關する事項
- 九 其の他社會教育に關する事項



物資資源に對する 政府の方策

一 戦争と物資

今の戦争は武力の戦争であると共に物資の戦争であることはこれ迄度々云つた事であり、各方面からも常に云はれてゐる處である。豫算に於ても物の豫算であると云はれ、又、金の經濟でなくて物の經濟であると稱せられてゐるやうに、現在我が國が必要としてゐるものは物資である。世界の國々が今度の戦争の前途についてどうか云つてゐるのは、日本が武力的に勝つかどうかと云ふことではなくて、果して日本の物資は最後まで持續し得るかどうかと云ふことである。

それで政府はこの戦争繼續、長期建設に對する物資供給の策についていゝと努力して

00938

居るのであつて、さきに公布されてゐる「臨時資金調整法」の如きも、資金の方面の統制によつて物資の調整を行はうとするものである。農林水産の増産計畫はもとより、各種生産力擴充計畫も皆この物資確保の手段であり、又工場事業場に於ける設備の擴張等に努力してゐるのもこれが爲であるが、これと同時に非常な力を入れて居るのは物資資源の開発である。

一 資源の開発

我が國が莫大な金の現送をして國際收支の適合に努力を拂ひ、或は物資需給の調節に意を用ひなければならぬのも、軍需其の他の物資の需要が多いのに拘らず、これに應ずるだけの物資が我が國に無いからである。殊に鐵其の他の金屬類、石油等直接戦争に必要な物資に不足を感するのであつて、之については特に日滿支一体となつて総合的な資源開發の計畫を樹立實行するの要があるのである。石油については既に「帝國燃料株式會社」を設立して一面人造石油の

製造に力を注ぎ居り、又滿洲に於てもオイルセールから製油することに努めて居るのである。又、第七十四回帝國議會の協賛を経て重要礦物の資源開發を目的とする「帝國鑛業開發株式會社」を設立する事となつたのであつて、これに依つて重要礦物の増産を目的とする「重要礦物増産法」も大いにその機能を發揮することとなるものと考へられる。「重要礦物増産法」とは鋼その他の重要礦物を目的とする鑛業權について、必要ある時は之が讓渡を命じ、又重要礦物を目的とする鑛業權者とか製鍊場に對して、事業に着手すべきこと、設備を擴張すべきことを命じ得ることを規定してゐる法律である。

一 代用品工業の育成

右のやうに一面重要礦物の資源開發に大いに努力すると共に、從來これ等重要資源を使用して作られてゐた種々の器具機械及び日用品を、現下事變に直接關係のない材料によつて代用製作する代用品工業の育成にも努力せられてゐる

のである。陶器とか紙製品、セルロイド、ステ  
ーブルファイバー等による代用品の製造奨励が  
行はれてゐることは衆知の事であり、昨年は代  
用品工業展覽會が開かれたのである。

一 使用の制限

同じ鐵でも大砲にも使へれば鍋釜にも使へる  
し又ごぶ板にも使へるのである。大砲は大切な  
軍需品であるが鍋釜は陶磁器製やその他のもの  
でも辛抱出来やうし、ごぶ板に貴重な鐵を使用  
する必要もあるまい。鐵は多量に外國から輸入  
してゐるものだから必要な方面だけに振り向け  
て不必要な方面にはその消費を節約し、又或る  
ものは絶對に止めなければならぬのである。

昨年「鐵鋼工作物築造許可規則」鋼製品並銑鐵  
鑄物製造制限に關する規則」を制定しこの際不  
必要な方面に鐵鋼を使用することを禁止し、亦  
「銅使用制限規則」とか「白金使用制限規則」  
等を制定し非鐵金屬の使用も制限してゐるのは  
張りこの目的に依るものである。

又我が國として輸出は最も盛にしなければな  
らぬのであるから、これが爲の原料の輸入は必  
要なことである。しかしこの輸出用品の原料と  
して輸入したものを國內消費に轉用するとなら  
ば非常に困ることとなるので、この轉用を防ぐ  
爲の配給の統制とか、使用制限も行はれてゐる  
次第である。

一 資源の回收

廢品の回收については各方面余程徹底して勵  
行せられてゐるやうであつて、今後益々これが  
再生使用に努力せねばならぬのであるが、實に  
廢品、屑物といふに止らないで他の物に代用し  
得るものや、現在として不必要なものはこれを  
回收して大砲や砲彈などの軍需に振り向けて行  
かなければならぬのである。本縣廳の周圍にあ  
つた鐵柵を取りはづしてしまつたやうに未だ  
取りはづし又は取りかへ得るものは澤山あ  
らう。汽車沿線の看板廣告の事が新聞に出てゐ  
たかあれでも集めたら相當多量の鐵材となるの

であつて、立派にお國の役に立つのである。

一 勞力及技術の調整

物資生産力の擴充については資金や物資と共  
に勞力及び技術が大切である。いくら資金があ  
り機械器具があつてもこれを動かす勞力と技術  
が無ければ生産は出来ない。然るに今日軍事行  
動の遂行の爲には多數の優秀な人々を要してゐ  
るので、生産力の大擴充の爲に飛躍的に増加を  
必要とする技術と勞力とは勢ひ不足を感ぜざる  
を得なくなるのである。それで政府では厚生省  
が中心となつて産業の重要性と當該會社の内容  
に依り、學校卒業者の割當、雇傭の制限、技術  
者の養成等之が調整を行はれてゐるのである。

x x x

町村吏員の  
充實助成

一 助成の目的



事變下に於ける町村事務  
は益々激増の傾向にあつて  
従來よりの吏員を以てして  
も手不足を感じつゝあるのに、尙吏員應召等の  
關係上事務の圓滑を期する上に遺憾が生じては  
ならないので、今回國庫に於て二百萬圓を支出  
して來る七月一日から明年三月迄九ヶ月分の吏  
員増置助成をすることとなり、本縣に於ては特に時  
局關係事務擔任者を定めしめて之が事務の敏速  
なる處理に遺憾なきを期することとした。

一 助成の方法

1 一般助成  
町村吏員數の標準に比して吏員寡少な町村に對して助成するもの

2 應召助成  
應召吏員ある町村中、吏員の一定數以下の町村に對して助成するもの

3 特別助成  
地方長官に於て、特別の事由に依り助成の必要ありと認める町村で、内務大臣の承認を得た町村に對して助成するもの

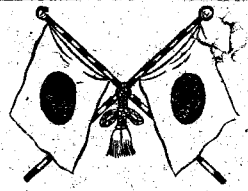
以上三種であつて、一般助成、特別助成にあつては本助成費を以て吏員一名を増置せしめるを原則とし、昭和十二年七月一日以降(事變後)に増置した吏員がある時は、豫め知事の承認を得て之を助成に振り當て、差支ないことになつて居り、尙助成吏員に充つべきものは、別に吏員の増置がある限り、從來より在職する吏員でも差支ない。又應召助成は應召吏員のある期間中助成せられるものである。

尙此の増置吏員の人選に當つては、今次事變

に依る傷痍軍人で町村吏員たるに適當な者のある場合には、なるべくこれを採用するやう配慮せらるる様希望する。

一 郡別助成町村數

	一般助成	應召助成	特別助成	計
岩美郡	七	二	四	一三
八頭郡	一三	三	四	二〇
氣高郡	一八	二	二	二二
東伯郡	一九	五	八	三二
西伯郡	二二	四	七	三三
日野郡	七	五	一	一三
計	八六	二一	二六	一三三



支那事變勃發

二週年記念日

昭和十二年七月七日、北支盧溝橋に於て今次事變の火蓋が切られて茲に二ヶ年を経過し、この間皇軍の勇士は逐次我が御稜威を中外に宣揚して、今やその占據地は全支の半に及んでその重要地點は悉く皇化に浴するに至り、各地の殘敵も刻々掃蕩せられて新東亞建設の聖業も着々として實現せられてゐる。しかし一面四圍の國際情勢は尙にはかに豫斷を許さぬのであり、我が國民の覺悟益々緊張を要するものがある。

我が政府及び國民精神總動員中央聯盟は、この意義深い事變勃發二週年記念日に當り、その實施運動要項を決定して市町村其の他各種團體に通牒してこれが實施を要望する事となつた。

左にその要項の概要を記すこととする。

實施運動要項

- 一 全國一齊に國旗を掲揚すること
- 一 全國民は黎明に起床して、各家庭に於ては一家揃つて 皇太神宮を奉拜し、 皇室の御安泰を祈り奉ると共に國威の作振を祈念すること
- 一 當日正午を期し、全國民は各々その所在の場所にて戰歿將兵の英靈を追悼し、出征將兵の武運長久を祈願すること
- 一 官公署、學校、各種團體、會社、銀行、工場等に於ては記念式を行ひ「支那事變一週年に當りて賜りたる勅語」の捧讀をなし、且つ事變に對する國民としての覺悟を宣誓すると共に、時局認識と國民の覺悟に關する講話を行ふこと
- 一 全國各學校に於ては出身戰歿勇士に關する講話を行ふこと
- 一 四月十一日閣議決定の「國民精神總動員新展開の基本方針」(前號にこれを基礎として本縣にて設定せる方針を登載せり)中に

掲げられたる綱領の趣旨徹底に努むること

× × ×



### 農繁期 託兒所の奨め

今次事變に當り、應召又は出動軍人の大部分は農村出身者であり、農村は又非常時に於ける食糧の供給源でもある、此の農村に於ける働き盛りの人々は出征し其の自家畜の徴發によつて農村の労働力は極度に不足してゐるのである、然るに農産物の増産計畫は國策で之が擴充を圖ることは銃後國民の御奉公の一つである。

平時ですら農繁期には猫の手も借りたい程多忙を極める農家が働手の不足せる上に畜力まで失つてゐるから其の多忙さは、更に一段と拍車をかけたのであつて農村に於ける銃後對策の中

最も必要なことはこの努力の不足を補ふことである、之に對しては色々其の方策を講せられつゝあるのであるが、其の中でも足手纏ひになる乳幼児を母に代つてお守をして、母姉に一生懸命に働いて貰ふことは緊要なことである、即ち農繁期託兒所は、農村の人々が其の切實な必要に迫られて發生した施設の一つである。

農繁期託兒所の歴史はかなり古い、然も我國農繁期託兒所の草分が本縣であることは今より見れば誠に意義深い感がある、明治二十年代氣高郡美穂村の先覺者寛雄平氏に因て創始せられた幼児預り所が今日の盛況を見るに至つたので全國では其の數三萬に及之を利用する乳幼児は百數十萬を數ふるの實狀である、本縣に於ける昭和十三年の開設數は僅かに、春、秋を通し六十五ヶ所に過ぎなかつたのであるが、現在では其れに三倍以上の約二百ヶ所に達してゐるのであつて、事變下に此の託兒所が如何に農村に對する重要な役割を果しつゝ、あるかを窺はれるのである、縣に於ても大に之が普及を奨勵して

るのであるが、農繁期託兒所の經營は他人の繁忙を他所に見ぬ親切心さへあれば誰にでも出來得る事業なので左に之が開業につき二、三の要點を記述することゝす。

#### 一 準備に關する心得

- 1 先づ村内の主なる人々に開設の趣旨及事業の必要を理解せしむること
- 2 既に前から實施してゐる所の様子を二、三の有志をして視察せしめること
- 3 開設の勞を取るべき中心人物を物色すること
- 4 他町村に於ける農繁託兒所の効果及よりに生ずる利益を説き聞かせること
- 5 慈善救済の意味でなく隣保共助、奉仕協同の施設なることを認識せしめること

#### 二 設置の場所

- 1 子供の集合に便利な場所を選ぶこと
- 2 危険の慎なき場所たること

3 衛生上風紀上弊害なき場所たること (學校、病院、神社、集會場等を利用しなるべく部落單位に設置することが望ましい)

#### 三 従事員

小學校の協力を求め且つ保育に相當の理解ある婦人團體幹部等を以て保母に當てること

#### 四 設備

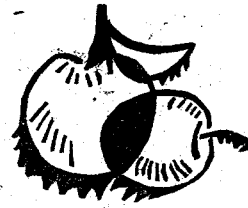
- 1 相當の廣さを有する運動場
  - 2 雨天又は食事、午睡の爲の部屋
  - 3 樂器、遊戯具及運動具、恩物、衛生用具等
- 設備を完全ならしむれば相當の經費がかかるのであるから、經費が嵩まない方法に依つて出來るだけ設備をなすこと

#### 五 經費

農繁託兒所の經費は、經營主体並保護者の醸出する金品、市町村費及縣其の他の後援團體

よりの奨励補助金等を以て之に充てること  
尙本年度は縣及愛國婦人會に於て相當多額の補助金を支出し得る見込である。

### 軍用梅干の製造法



聖戰遂行の爲には幾多の軍需食糧品を必要とせられるのであるが、中でも梅漬の最も大量を要しつゝあるのは、彼の地の一般に不潔であり加ふるに水質が不良の爲に、絶へず傳染病が流行し特に夏季炎暑の候には、恐るべき「コレラ」の發生多く作戦地域が擴大して中支、南支を中心とする今日に於ては、一層之が必要を感せしめるのであつて、軍用梅干製造技術の改善のことは、曩に本報に掲載の如くであるが今これが製造法につき左に記述して一般の資料に供する

と共に之が改善を希望する次第である。

#### 梅漬の種類

軍に於ては大體左の二つに分けられてゐる

##### 1 梅漬

梅を塩漬とし紫蘇を以て着色したもので、肉が軟かく皮が硬くて價格も一番安價に取扱はれてゐる、本縣産のものは主として此の部に屬する。

##### 2 梅干

梅を塩漬と紫蘇で色付けをした事は前者と變りはないが、夏季充分乾して再び梅酢の中に漬けたもので、表皮は皺を生じ弾力ある軟かさとなり、肉はよく締つてゐる、軍では之を最も好んでゐる、價格は梅漬よりも高い

#### 製造法

##### (イ) 撰別

梅の實は中へで、相當に熟し肉が厚く核の小さいもので圓形で尖りのないものがよい、

##### (ロ) 鹽の分量

梅の實一升(山盛り)に軍では塩三合の割合となつてゐるが五合までは差支ない、赤紫蘇の葉四〇匁

##### (ハ) 水浸

梅の實をよく洗ひ樽に入れて清水を満し一晝夜放置する

清水二斗に對し葉一把分の灰を入れて、浸水するときは酸味を少くして味を良くする

一晝夜過ぎたら箆に揚げて水を切つて置く

##### (ニ) 假漬

樽又は壺の底に鹽を振り其の上に梅の實を並べ、再び鹽を振り梅の實を並べる、この順序を繰返す、中蓋をなし材料の二分の一程度の重石をなし、十四日間置く、此の頃梅酢が中蓋の上によつて来る

##### (ホ) 着色

着色には赤紫蘇の葉を用ひる。

紫蘇の葉は莖を取り良く水洗ひして鹽でもみ灰汁を取る、鹽もみをした紫蘇の葉はよく廣げて一日太陽に乾す、乾した紫蘇の葉を假漬の梅酢約三分の一に漬けて、よくもみ出すと赤色の梅酢となる、これを容器に入れ晴天三日間陽光に晒すこれを本漬の漬汁とする。

##### (ヘ) 乾燥

假漬した梅の實を容器から取出し、晴天一週間晝夜乾燥する、夜乾によつて露に當ると梅の實は自然にふくらみ皮が滑かに強くなる、乾燥した梅の實は紫蘇の葉と共に梅酢に漬け込み、十日間にして再び三日三晩の土用干をする、

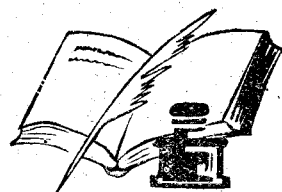
##### (ト) 本漬

容器に梅の實と紫蘇の葉を交互に並べ、上に

中蓋を置き軽い重石を置き梅酢を梅の實を覆ふ程度に注ぎ掛け本蓋をなし涼所へ貯へる、

× × ×

### 甲種飛行豫科 練習生募集



海軍甲種豫科練習生として志願出来る者は本年十二月一日現在が満十六歳以上二十歳未満にして中學校第四學年第一學期終了程度の學力を有するもので、學歴の制限はありません。志願書提出期限は七月二十五日迄で、詳細は六月二十七日附の縣公報で告示になりましたから市町村役場で問合せて下さい。時恰も支那事變に際會し我海軍航空部隊は戰史未嘗有の勇敢なる渡洋爆撃を始めとし全支に互り強襲に次ぐ猛襲を以てし既に敵空軍を殲滅し

て其の制空權を我掌中に收め更に敵部隊並に各地の主要軍事施設を粉砕し尙日夜君國の爲奮戦しつゝあるの秋將來有爲の皇國青少年は皆感奮興起舉て之等空中戰士の後繼者たらんことを念願して己まないであります。参考の爲少しこの豫科練習生の制度と教育進路に就て簡単に説明します。

#### 一 制度の意義

海軍では昭和四年に飛行豫科練習生といふ制度を設けて、將來將校に亞て海軍の航空幹部となるべき者を養成して居りますが既に昭和十年迄の入隊者はこの教育を終つて立派な航空兵下士官となり今回の事變には當初から戰闘に参加して、世界航空戰史上未曾有の長驅渡洋爆撃に或は大空中戰に、地上爆撃等に勇戰奮闘して華々しい殊勳を立て、敵の心膽を寒からしめて居ります。

而して時局、益々航空兵力の擴充を必要とするので、從來よりも更に多數の優秀な航空幹部

を養成する爲、昭和十二年に甲種飛行豫科練習生の制度の實現を見たわけであります。甲種飛行豫科練習生は年二期に分けて募集し、夫々海軍航空隊へ入隊せしめるのであつて、今回が第五期の募集になる譯であります。

爾來此の名譽ある第一期第二期第三期及第四期の入隊者は目下海軍練習航空隊に於て「無敵帝國海軍航空幹部」をモットーに日夜研鑽に努め更に來るべき日に備へて居る次第であります

#### 二 教育

航空隊に於ける教育は二年二ヶ月で終了するのでありますが、初めの一ヶ月二ヶ月は航空搭乗員として任務を遂行するに必要な基礎を作る爲に、主として軍人精神の鍛鍊と一般軍學とを教授せられ、後の一ヶ月は愈々主眼とする航空幹部を目標に、之に必要な操縦術、偵察術等の技能と航空術に關する高等の學術を教授せらるるのであります。

而して後期の教程に於ては、本人の適性其の

他の事項を考慮して操縦、偵察に分けて專修せしめるので、操縦は主として飛行機の操縦に關する學術技能を、偵察は主として偵察、爆撃、射撃、雷撃、及び通信に關する學術技能を教授せられ以て各人の有する手腕を適所に充分發揮せしめるのであります。

#### 三 進路

入隊すると四等航空兵を命ぜられ、二ヶ月後には一等航空兵に進み、後期の教程中三等航空兵曹に任せられ、教程卒業後愈々艦隊所屬の艦船又は海軍航空隊で實地勤務に服した後、累進して一等航空兵曹となります。更に練習航空隊選修學生として約一ヶ年航空術に關する一層専門的なる學術技能を修得しますと、修了後間もなく航空兵曹長(准士官)に進級します。この間他の志願兵出身者に較べて極めて速に海軍航空隊幹部として技倆を發揮することが出来るのであります。尙成績が優秀なものは累進して海軍少佐、中佐ともなり得て、海軍航空幹部として活躍し得るのであります。



四身體検査規格

体格	十八年以上	十八年未満	十七年未満	十六年未満
身長 (櫃)	一五七	一五六	一五五	一五三
体重 (斤)	五一	四八	四五	四三
胸圍 (櫃)	八〇	七九	七七	七四
胸廓擴張 (櫃)	六	六	六	五・五
活量 (立櫃)	三二〇〇	三〇〇〇	二八〇〇	二七〇〇
握力左右併合 (斤)	六〇	六〇	五〇	四五
呼力 呼吸保留 (秒)	五〇	五〇	五〇	四五
吸檢 呼吸力 (耗)	一二・〇	一〇〇	九〇	八〇
耐查 水銀保留 (秒)	四五	四〇	四〇	三五
視力各眼視力	一・〇			

- (註)
- この他に懸垂、吊繩に片手で左右各五秒間耐へられること
  - 呼吸保留とは鼻をわはんで息を止めその長さをはかること
  - 水銀保留とは水銀柱を吹き上げた息の太さ



臨時國勢調査の  
趣旨宣傳標語  
入選者決定

本縣臨時國勢調査部に於きましては、来る八月一日現在を以つて施行する昭和十四年臨時國勢調査の趣旨を、縣民一般に徹底せしむる爲に縣下在住者より之が宣傳標語を募集のことは本報に記しましたが其の締切期限が六月二十日でありましたので、今回臨時國勢調査部に於きましては嚴選の結果左の如く入選者を決定發表されました、應募者の數は三百五十一名で標語數は一千十八語の多數に上つたのであります。

入選標語 入選者の住所氏名

一等入選 進む日の九導く國調

鳥取市湯所町 太田繁子

二等入選 賣上げ仕入れ確實に洩れなく申告國の爲  
西伯郡日吉津村 山岡且典  
正しい申告與亞の基  
日野郡黒坂町黒坂 大江好枝

三等入選 國調は進む日本の羅針盤  
西伯郡法勝寺村三本木 杉橋俊彦

有りの儘告げて銃後の御奉公  
西伯郡光徳村豊成 近藤しな子

漏らすなくすな國勢調査  
東伯郡社尋常高等小學校 岡田潔

正しい申告搖がぬ國策  
東伯郡倉吉町大字堺町 坂本春一



の葉が落ちて葉のない樹に柿果が美しく果樹

### 柿の落葉病について

昨年の秋、未だ柿が熟れない

たつた一つのお店の嘘で皆の苦勞が水の泡  
西伯郡宇田川村中西尾  
田中 俊

園を飾つてゐたが收穫期になつても果實は充分肥大せず色付も悪くて不思議がられてゐた。そして收穫した柿果は甘みが少ないのみならず日持が悪くて市價を低くしたことは吾人の記憶に新たなところである。  
本縣に於ける柿栽培の現況及び昨年於ける落葉病被害の狀況は次の通りであつて、柿の特産地として中央市場に名聲を博してゐる本縣として實に由々しき大事なのである。

郡別	作付面積	落葉病發生面積	作付面積に對する發生割合	被害程度
岩美郡	三二町一	二五町〇	七七・八八%	二—四割
八頭郡	一四五・五	一四五・五	一〇〇・〇〇%	二—七割
氣高郡	九四・五	五五・〇	五八・二〇%	二—六割
東伯郡	一三五・九	七五・〇	五五・一九%	一・五—五割
西伯郡	六七・〇	五〇・〇	七四・二二%	二—四割

野郡	計
七一・〇	五四六・九
四五・〇	三九五・五
七六・一〇	七二・三二
二—四割	約四割減

本縣ではこれが防除の手段を講ずる爲、防除主体を郡市農會として關係郡市農會に對し防除實行方法其他諸種の指導をなし、其の他講演會實地指導會の開催、印刷物に依る防除法の徹底等に努むると共に一面農林大臣に對し、病虫害豫防獎勵規則に依る獎勵金の交付を申請して二千七百八拾八圓の豫防獎勵金の交付を得たので各郡市農會に助成金を交付してこれが防除の徹底を期することとし、既に各地に於てこれが實施を見て居るわけである。

勢を旺盛ならしむるやうにし、又夏期園地が乾燥することは樹の勢力を弱めて發病し易いから敷葉を行つて早害を防止するやうに努めるがよい。  
(2) 藥劑 撒布  
展着劑加用八斗式過石灰ボルドー液の撒布を行ふこと。

左にこれが防除の方法を略述して一般の參考に資する。

### 防除の方法

#### (1) 果樹園の管理

樹の榮養不足は本病發生の一大誘因であるから、自給肥料の増施並に合理的施肥を行つて樹

### 調合法

- 硫酸銅 一二〇匁
- 生石灰 六〇〇匁
- 水 八斗
- 大豆カゼイン 八〇匁
- 撒布量 一石六斗
- 每回反當

### 撒布時期

第一回 六月上旬

第二回 六月中旬  
第三回 六月下旬

X X X

- イペリヤヤ戦つたドイツ・コンドル部隊
- 生きた化石・日本特産ムカシトング
- 讀者のカメラ

六月二十八日発行「週報」並ニ「寫眞通報」掲載内容左記ノ通  
週報第四百十一號「事變二周年倍大號」掲載内容

- 事變二周年と新東亞建設
- 北支の現勢
- 中支の現勢
- 南支の現勢
- 蒙疆の現勢
- 陣中文藝(現地軍報道部提供)
- その他中間記事

附録地圖 2 判(週報約十二倍大)三色刷

「支那事變二周年記念與亞現勢圖」附「歐洲要圖」

X X X  
皇軍突如汕頭ニ進撃 (陸軍省情報部)  
海軍省海軍軍事情報部

寫眞週報第七十一掲載内容

津英租界隔絶一週間  
興亞の偉業に輝く安全

昭和十四年六月三十日印刷  
十四年六月三十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町